

2019年6月25日

教職員・学生 各位

大阪府立大学 学長

改正健康増進法の施行に伴う2019年7月以降の特定屋外喫煙場所について（通知）

改正健康増進法の施行に伴い、2019年7月以降は特定屋外喫煙場所を除き大学敷地内（建物内含む）では禁煙となります。ついては、中百舌鳥キャンパス内における特定屋外喫煙場所を下図のとおりに定めましたので通知いたします。なお、2020年4月以降は、大阪府受動喫煙防止条例の施行に伴い、キャンパス内のいかなる場所においても喫煙できません。法令を遵守し望まない受動喫煙を生じさせることのないよう、快適なキャンパス作りに努めましょう。

<2019年7月以降の特定屋外喫煙場所>

